

健感発0430第3号  
令和2年4月30日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における  
公費負担医療の提供について

新型コロナウイルス感染症の患者のうち、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）に係る対応については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）において、医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者並びに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）並びに帰国者・接触者外来等における必要な準備事項、宿泊や自宅での療養を行う場合の患者へのフォローアップ、受入施設での対応等について、お示ししたところである。

今般、軽症者等が、都道府県が用意する宿泊施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）中又は自宅での安静・療養（以下「自宅療養」という。）中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等による受診を含む。）した場合の公費負担医療の取扱いについて、下記のとおり取りまとめたので、その対応に遺漏なきを期されたい。

なお、この取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであること申し添える。

## 記

### 第1. 公費負担医療による補助の内容について

#### 1. 補助事業の概要

今般、都道府県等においては、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）等を踏まえ、入院病床の状況等に鑑み、必要な場合には、軽症者等に対して、宿泊療養及び自宅療養を実施しているところである。

今般、本日（令和2年4月30日）成立した令和2年度補正予算に基づき、都道府県が医療機関等に対して、令和2年4月1日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額を補助した場合、その費用を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助する（以下「本補助事業」という。）ものとする。なお、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養については、都道府県等が保健所において実施する事務もあるところだが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象が都道府県（保健所設置市及び特別区は対象に含まない。）であることから、都道府県において補助等を実施すること。

#### 2. 補助事業の対象となる医療

本補助事業の対象となる医療は、次の①～③に掲げる要件をみたす必要がある。

- ① 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること

（例）宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が、体調不良等により、自ら希望して往診等により受けた医療が対象となる。

（例）都道府県等が医療機関に対し、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等への健康観察を委託している場合、健康観察として委託した範囲に含まれない医療が本補助事業の対象となる。当該委託の範囲に

において健康観察の一貫として行われた医療は、本補助事業の対象ではなく、別途、医療機関への委託費として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる。

- ② 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること

(例) 宿泊療養又は自宅療養の認定前に実施した医療や宿泊療養又は自宅療養の解除後に実施した医療は対象とならない。

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。）であること

(例) 新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療が対象であり、新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象とならない。

(例) 宿泊療養及び自宅療養の性質上、往診等による医療が基本となるが、軽症者等の体調を踏まえ、都道府県等が調整等した上、医療機関において外来診療を受診した医療も対象となる。

### 3. 補助事業の補助額

本補助事業の補助額は、新型コロナウイルス感染症に係る医療について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同月 25 日改正。以下「3 月 4 日通知」という。）による PCR 検査等に係る補助（以下「3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助」という。）及び本補助事業による補助を併給する場合には、同条に基づく公費負担医療の適用、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助、本補助事業による補助の順に適用するものとする）。

(例) 軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を受ける前に新型コロナウイルス感染症に感染しているか否かを判断するために実施した PCR 検査については、宿泊療養又は自宅療養の期間中の医療ではないため、本補助事業ではなく 3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助が適用される。

(例) 宿泊療養又は自宅療養を受けている軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を解除するために実施する PCR 検査については、3月4日通知による PCR 検査等の補助を優先して適用した後、なお残る自己負担額について本補助事業による補助を適用する。

#### 4. 補助事業の適用対象期間

本補助事業は令和2年4月1日以降に行われた医療（令和2年4月診療分以降）を対象とする。

### 第2. 補助事業の補助の実施方法

#### 1. 都道府県と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の委託契約

都道府県における、医療機関等に対する補助に係る事務を円滑かつ適切に実施するため、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額について、令和2年5月診療分（6月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することを可能とした。別添1及び別添2の契約書及び覚書の文案を参考に、審査支払機関に対して、診療報酬等の審査及び支払事務を委託する場合には、速やかに所要の契約の締結及び覚書の交換を行うようお願いする。

#### 2. 保健所における都道府県への連絡及び軽症者等の受診の調整

保健所においては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）等を踏まえ、症状が悪化した際に速やかに適切な医療機関等を受診できる体制の確保等を行い、迅速に新型コロナウイルス感染症患者の受入れ可能な医療機関等の受診につなげることができるよう、事前に医療提供及び搬送体制について調整を行うとともに、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、受診する医療機関等の調整を行うこと。

また、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した場合には、前述のとおり、医療機関等から、審査支払機関を通じて、都道府県に対して、当該受診に係る費用を請求することになることから、保健所は、軽症者等の氏名や軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に受診を行うこととしている医療機関等名等の必要な情報を都道府県に対して、適宜、連絡する

こと。

また、軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、当該者が宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等であることを医療機関等が判断することができるよう、軽症者等に対して、あらかじめ配布した書面のうち、宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面を、受診時に医療機関等に提示するよう指示すること。なお、当該宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面の具体例としては、次に掲げるものなどが考えられる。

- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養又は自宅療養に関する説明資料やリーフレット（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式1参照）
- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養中又は自宅療養中の健康観察票（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式7参照）

### 3. 医療機関等における現物給付

令和2年5月診療分（6月請求分）以降、医療機関等においては、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に新型コロナウイルス感染症に係る医療を受診した場合、当該医療に係る自己負担額を当該軽症者等から徴収する際、第1に基づいて都道府県が医療機関等に支払う金額分を当該軽症者等に支給する（当該軽症者等の負担と相殺することも差し支えない）。

### 4. 都道府県における償還払い

令和2年5月診療分（6月請求分）以降については、都道府県、医療機関等、軽症者等の事務負担軽減のため、原則として、審査支払機関を通じた補助を行うこととする。

なお、令和2年4月診療分の医療に係る費用については、都道府県が医療を受けた本人からの請求に基づき、その費用を本人に対して支給すること。都道府県は、当該請求に当たり、本人に対して、受診時の領収書等の費用の確認できる書類の提出等を求めること。

以上

# 宿泊療養・自宅療養中の医療費等の取扱いについて

- 4月2日付け事務連絡等において、都道府県等に対して、軽症者等の宿泊療養・自宅療養（以下「宿泊療養等」）中の取扱いとして、患者のフォローアップや必要な医療提供体制の確保について、お示したところ。
- 宿泊療養等の期間中は、毎日、宿泊施設に配置された看護師等や保健所（又は委託を受けた者）が健康観察を行うが、症状によっては、医療機関の受診が必要となる場合がある。この際、往診等によって、宿泊施設や自宅で診療を受けることも想定されるため、当該診療に要する費用の自己負担分について、公費で補助することとする。
- また、宿泊療養等の終了時に行うPCR検査費用（感染症法第15条に基づく行政検査）についても、入院患者が退院時に行う検査と同様に、自己負担分を公費で手当てすることとする（※）。

※確定診断時と同様に感染症予防事業費等負担金の対象とした上で、負担金対象外の部分（初再診料など）を交付金で手当て。

医療等の範囲	①往診等 ・ 宿泊療養・自宅療養中に要した新型コロナウイルス感染症に係る医療等 ※新型コロナウイルスに関連のない医療は対象外 ※往診・訪問診療、外来診療（電話等情報通信機器による診療を含む。）、訪問看護、調剤が対象。 ②宿泊療養等の終了時のPCR検査
予算	①緊急包括支援交付金（令和2年度補正予算） ②感染症予防事業費等負担金+緊急包括支援交付金
補助率	国1/2、都道府県（※）1/2 ※上記負担金は保健所設置市・特別区を含む。

（※1）宿泊療養等では、事前に症状変化時の連絡体制・医療体制等を整備することとしており、原則として、軽症者等から連絡を受けた宿泊施設や保健所等の窓口が、往診等を調整（図②）。

なお、自宅療養者について、地域の実情に応じて、軽症者等自らが医療機関等に依頼可とする場合も、保健所等に事前相談。

（※2）往診等は、宿泊施設に配置される医師やあらかじめ定める受入可能な医療機関等による対応を想定。

（※3）入院を要する場合は、救急搬送・入院勧告で対応。

